

## 関西誠鏡会 会則付則

### 第1条 関西誠鏡会同好会の設立及び支援

1. 関西誠鏡会は、母校の繁栄、関西誠鏡会の活性化、会員の親睦、会員の継続的な学習の一助を目的として同好会を設立し、活動を支援する。
2. 関西誠鏡会会員により設立届けがあった同好会は、関西誠鏡会事務局へ登録する事により、関西誠鏡会同好会（以下同好会と呼ぶ）と認定する。
3. 登録の可否は、届出があった直近の役員会にて議決する。
4. 同好会の活動に対しては、原則的に金銭的な支援は行わない。
5. 同好会への活動に対し、事務局は必要に応じた広報、連絡等について協力を行う。
6. 同好会は、役員会及び総会において活動報告を行う。
7. 同好会から、総会において展示および実演等について要望があった場合、役員会の議決事項として取り扱うものとする。
8. 同好会の運用については、「関西誠鏡会同好会運用細則」に定める。

---

### 関西誠鏡会同好会運用細則

#### 第1条 目的

1. 母校である福岡県立八幡高等学校の繁栄をバックアップし、関西誠鏡会の活性化を促す。
2. 同好会活動により親睦を深め、関西誠鏡会の同窓の絆をより強くする。
3. 各人の能力を高め、やりがい膨らませ、充実した人生への一助となる様活動する。

#### 第2条 同好会の発足

1. 関西誠鏡会同好会（以下同好会と呼ぶ）は、原則として関西誠鏡会の会員で構成する。
2. 同好会は、良識的で健全、法などに抵触せず、且つ非営利な会として運営する。
3. 関西誠鏡会が運営している「ウォーキング会」は廃止し、新たに「関西誠鏡会ウォーキング同好会」として活動する。

#### 第3条 構成

1. メンバーは、同好会の責任者（以下リーダーと言う）を含めて1名以下とする。

#### 第4条 登録

1. 同好会の登録に際しては、名称、主な活動内容、メンバー（リーダー以下全員）の氏名・卒業期・連絡先（住所・電話・メールアドレス）を関西誠鏡会事務局へ登録する。
2. 登録内容に変更があった時は、その都度関西誠鏡会事務局へ連絡する。

#### 第5条 活動

1. 同好会の活動は、各同好会の自主的な運営とする。
2. 活動費用は原則として、関西誠鏡会は負担しない。
3. 活動に際しては、メンバー以外に、関西誠鏡会会員及びその家族等が参加することが出来るものとする。

#### 第6条 同好会メンバー以外への案内

1. 各同好会は、都度の計画・行事の提案がある場合、報告者（リーダーもしくはその代理人）

が事務局へ連絡する。

2. 同好会メンバー以外への活動案内・行事案内等の連絡は、個人情報漏洩防止のため、関西誠鏡会事務局より行う。

#### 第7条 活動報告

1. 各同好会は、3月末日をもって区切りとし、報告者（リーダーもしくはその代理人）は、4月の役員会において活動結果、次年度の活動計画を報告する。（報告は書面でもよい。）
2. 報告者は、関西誠鏡会総会にて活動報告を行う。但し、総会の時間等の都合で事務局が取りまとめて報告を行う場合がある。
3. 総会において同好会活動の展示・実演等を希望する場合は、4月の役員会までに申し出を行う。可否は役員会の議決事項として取り扱い、総会会場・時間・展示実演の内容等にて検討、議決する。

#### 第8条 解散並びに登録の抹消

1. 登録後、解散する場合は、リーダーもしくはその代理人が、事前に関西誠鏡会事務局へ届け出る。
2. 活動報告が2年間行われなかった同好会は、解散したものとみなし、自動的に登録を抹消する。